

交指 甲 達 第 1 2 号
平成 2 5 年 7 月 1 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

交通事故に係る被害者支援の一層の推進について

現在、交通事故に係る被害者対策の一層の推進について（平成 2 1 年交指甲達第 1 7 号。以下「旧通達」という。）に基づき、交通指導課に被害者連絡調整官を置き、交通事故の被害者又はその遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対する被害者支援の推進に努めているところであるが、全国では警察署等における被害者連絡の不徹底が認められるほか、不適切な被害者連絡の結果、交通事故被害者等に警察捜査への不信を抱かせる事案が発生するなど、被害者連絡調整官による調整が必ずしも十分に機能しているとは認め難い状況である。

このため、現行の被害者連絡調整官制度を改め、交通事故被害者等に対する適切な被害者連絡の徹底を図るための体制を整備するとともに、被害者連絡に係る指導教養の強化を図ることとした。

関係所属においては、下記事項に配意の上、交通事故被害者等に対する適切な被害者連絡について、一層の推進に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

1 被害者連絡の確実な実施に係る交通指導課への報告

被害者連絡の対象となる重大事故事件のうち、死傷者多数の場合、重大な違反を伴う場合、一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがある場合、交通事故被害者等から捜査に対する苦情や要望を受けた場合等、被害者連絡において組織的な対応が必要と認められる事案（以下「重大特異事案等」という。）については、組織的かつ斉一な被害者連絡を図る意味からも交通指導課へ即報すること。

2 被害者連絡調整官

(1) 被害者連絡調整官の設置

交通指導課に被害者連絡調整官を設置し、警視又は警部の階級にある者をもって充てる。

(2) 被害者連絡調整官の任務

ア 交通事故被害者等に対する被害者連絡の総括に関すること。

イ 重大特異事案等発生の際における被害者連絡に係る指揮、本部の警務課被害者支援室を始めとする関係各課との連携調整を図ること。

ウ 高速道路交通警察隊及び警察署（以下「警察署等」という。）の被害者連絡責任者に対し、交通事故被害者等に対する被害者連絡に関する指導を行うこと。

エ 交通事故被害者等に対する被害者連絡における説明内容及び説明方法について必要に応じ担当検察官と協議を実施するとともに、当該協議結果に基づき警察署等の被害者連絡責任者に対し指導を行うこと。

オ 適切な被害者連絡の実施に資する教養を企画・立案し、警察署等の被害者連絡責任者に対して教養を行うこと。

3 被害者連絡調整官補佐

(1) 被害者連絡調整官補佐の設置

交通指導課に被害者連絡調整官補佐を設置し、警部又は警部補の階級にある者をもって充てる。

(2) 被害者連絡調整官補佐の任務

ア 重大特異事案等発生の際に現場臨場し、交通事故事件捜査統括官と連携を図りながら、事案の概要を把握し被害者連絡調整官に即報するとともに、発生警察署等の被害者連絡責任者に対し、被害者連絡に係る助言・指導を行うこと。

イ 被害者連絡調整官の指揮を受け、必要に応じ自ら被害者連絡を行うこと。

ウ 被害者連絡調整官の指揮を受け、警察署等における被害者連絡実施状況について点検・検証すること。

エ 警察署等の交通専務員等に対して、適切な被害者連絡に資する教養を行うこと。

4 交通事故事件捜査統括官との緊密な連携

被害者連絡調整官及び被害者連絡調整官補佐（以下「被害者連絡調整官等」という。）は、交通事故に係る被害者連絡の推進に当たって、交通事故事件捜査統括官と緊密な連携を図るものとする。

5 交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡に係る教養の推進

(1) 被害者連絡調整官等による教養

ア 被害者連絡調整官は、交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡を推進するため、交通任用科教養、交通事故捜査専科教養等において、適切な被害者連絡の実施方法についての教養を推進するとともに、定期的に警察署等の被害者連絡責任者を招致して、適切な被害者連絡の推進に関する教養を実施すること。

イ 被害者連絡調整官補佐は、業務指導等の機会を捉えて積極的に警察署等に赴き、交通専務員等に対し、交通事故被害者等の心情に配慮した被害者連絡の重要性及び被害者連絡制度の趣旨などについての教養を強化すること。

(2) 交通事故被害者等による講話の実施

被害者連絡調整官は、警察署等の被害者連絡責任者等に対し、交通事故被害者等による講話や被害者連絡担当者、カウンセラー等による経験談を聴講させるなど、交通事故被害者等の心情を直接理解する機会を設けること。